

建築物の設計、工事監理業務にかかる契約手続の取扱いについて
(お知らせ)

平成 27 年 10 月 1 日

今治市総務部契約課

平成 27 年 6 月から「建築士法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、契約課が発注する案件のうち、建築物の設計、工事監理業務にかかる契約手続等を、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 建築物の設計、工事監理業務にかかる契約手続について

(1) 対象工事の確認

対象工事については、入札情報公開システムに「建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項」を添付しています。

(2) 落札決定後の必要書類の提出について

ア 落札決定後、「建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項」に必要事項を記入し、契約前に現場監督員へ 1 部提出してください。

書類の提出がないと契約書を作成できませんので、落札決定後、早急に書類の提出をお願いします。

イ 提出方法については、現場監督員の指示にしたがってください。

ウ 別途、契約課のホームページにおいて、「建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項」を掲載しています。必要に応じご利用ください。